

う。

しかし本件はいづれも、普通養子縁組をした当時は改正法が施行されていなかったのであり、もし施行されているとしたならば普通養子ではなく特別養子縁組をしたであろうと認められるケースである。⑥⑥の審判例はいずれもそのような見地から、経過的措施として、特に特別養子縁組の成立を相当と認めたものと解される。

④の例は棄て児で実父母が知れない子供を児童相談所の紹介で引取り養育監護を始めたという、いわば典型的な特別養子縁組の成立の適例と考えられる。

以上これまで公にされた審判例を通じ、問題点を検討した。さらに審判例が積み重ねられて、種々の問題点が漸次解明されることが期待される。

(付記 本稿は平成元年1月23日行われた、教授退任記念講演の草稿によるものである)

## 大学の自治と思想・学問の自由

——滝川事件回顧——

楠 正 純

### 1

基本的人権尊重主義の日本国憲法の第19条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とうたい、内心の自由を保障している。明治憲法においては、かくの如く、一般的に個人の内面的自由を保障した規定は存しなかった。これがため、思想の統制や思想犯の処罰が厳重に行われた。本条は、過去において、思想の弾圧——危険思想・反国家思想・反戦思想の名の下に行われた——が、公然となされた苦い経験に鑑み、再びかかることなからしめんとして、人間の自律的精神を重んずる民主主義の立場より、内心の自由を保障して、以って民主主義の精神的基盤をなす国民の精神的自由を確保せんとするものである。かかる思想の自由は、既に、ポツダム宣言第10項後段において「言論、宗教及び思想……の自由は確立されなければならぬ」と明示されており、また、終戦後、いち早く、思想、言論の制限に関する一切の法令の廃止をみたのである。日本国憲法第3章においては、かかる趣旨に基づき、第20条において信教の自由を、第21条では、思想表現の自由を、また、第23条には学問の自由をそれぞれ、保障している。思想及び良心の自由なるものは、一般にこれらの自由の基本をなすものである。換言すれば、第19条は、かかる人間精神の自由に関する包括的・一般的な規定である。

ここに、思想及び良心の自由とは、何れも外部に表現されない内心の作用及び状態をいう。思想とは、人間の精神生活における思索の体系化せられる過程と結果において生ずる精神的産物を総称する。良心とは人が先天的に賦与せられている是非善悪・正邪曲直の判別能力をいう。この両者が認められることは、所謂個性発達のための必須要件にして、この自由を確保することは、個人の存在を尊重して、その人格を発展せしめるべき国民主権主義統治の基本的要請でなければならない。唯、然し、この両者が、内部的精神作用に留まる間は、行為の規範たる法の世界の外にあるのであるから、法との関係においてそれが自由であることは、法の規定を俟つまでもないことであるが、思想及び良心が、一旦、学問的色彩を帯びれば、学問の自由となり、或は、宗教的色彩を帯びれば、信教の自由となり、或は又、これが外部に表現された場合には、表現の自由として、それぞれ、保障される点に意義が存するのである。

思想及び良心の自由を侵してはならない、とは、人間は如何なる思想及び良心を有しようとも、自由であり、国家はこれに干渉——制限・禁止——することは許容されないことをいう。従って、この憲法の基調をなす人類普遍の原理たる民主主義に反する思想——軍国主義・超国家主義——に対しても、単に、かかる思想の故のみを以っては、これを抑圧禁止することは許容されない。但し、かかる思想に基因して、何等かの社会的行動に出た場合において、その行為が一定の犯罪の構成要件に該当する事実の発生をみるに至れば、処罰の対象となることは理の当然である。

思想及び良心の自由は、沈黙の自由をも含むと解せられる。従って、思想及び良心の発表を強制することも許されない。然し、沈黙の自由に対しても、犯罪捜査の必要性よりして制限が認められる場合がある。即ち、証人として証言を求められる場合の如きこれである。これについては、犯罪捜査の必要性和、沈黙の自由を保障することの必要性和の両者を対比・比較した上、法律は、一定の場合には、証言を拒否し得るものとして、沈黙の自由を犯罪捜査の必要性に優先させている（民訴法280条以下・刑訴法147条以下）。証人として新聞記者に取材源を答えさせることが、憲法違反か否かについては、判例では憲法は新聞記者が取材源に関する証言を拒否する権利を保障するものではないとしている（最高判昭和27・8・6刑集6巻8号974頁）。

学問とは、思想・知識の体系化されたものである。その自由とは、研究・学説の自由のみならず、更に、その発表・教授の自由の両者を含むものである。蓋し、発表・教授を伴わない研究・学説は、客観性を有する学問とはなり得ず、研究・学説は、発表・教授を通じて客観的な文化財となるから、研究・学説の自由を認めることは、同時に発表・教授の自由を保障するものでなければならない。まことに、発表・教授の自由を保障しない学問の自由なる

ものは、学問に従事するものをして、単に空念仏を唱えしめ、これに空手形を与えるに等しい、といえよう。

人間が、真理なるものを発見せんとして、自由に思索すること、また或るものを真理なり——真理は久遠の謎であるが——とすることは、人間の内心の作用であるから、国家はその内的作用そのものに対し、直接に干渉をなすことは事実上不可能であって、法の範囲の外にある。国家がこの自由に対し、直接に、或は、間接に影響を与える惧れのある何等かの外的手段を行使することは許されない。かくの如く、国家から何等の制約を受くことなく、自由に思索し得ることが即ち、学問の自由における研究の自由である。学説の自由は、研究の自由に属する。また、真理探求の結果として、真理への思索及び自己が真理とするものを発表することに対しても、国家から何等干渉を受けないこと、これ即ち、学問の自由における発表の自由といわれるものである。教授の自由はこの発表の自由に属する。かかる研究の自由と、発表の自由の権利が、学問の自由権といわれるものである。

学問は、人間の思想活動の中でも、最も体系的な進歩・発達を遂げたものであり、これは本来、警察権力ないし政治勢力に左右されることのない客観的真理を追求することを目標としている。従って、一般に思想の自由が認められている社会では、当然の原則として、学問の自由が保障されることとなるわけである。

かかる意味における学問の自由が、保障されるということは、或る学問的研究が国家社会にとって有害であるとか、公共の福祉に反するとかの名の下にそれを禁止、弾圧することが認容されないことを意味する。詳言すれば、研究の発表が真理探求そのことのためのもの即ち、学問であるか否かが問題となった場合において、これを判別することは、時にかなりの難色があるであろうが、学問的研究をなすことを使命とする人や、機関が行う研究なるものは、真理探求のためにするものである、と一応は推定さるべきである。これは立場の相異なる専門の学者が互に種々批判検討して、漸次、結論が得られるものであり、これが最終の判断を与えるものは学問の範疇でなければならない。従って、或る学問の研究が、国家社会にとって益するところがないとか、ないしは有害であるとか、或は又、公共の福祉に反するとかの美名にかくれ、国会議員——学問の研究を本来の使命とせず、しかも、政争に明け暮れる者——が研究の真偽を独断して、立法によって学問の研究を束縛または禁止したり、或は又、行政官——真理の探求を使命とせず、社会の普通平均人を大体相手とする者——が、学者の学究活動の害の有無を恣意的に判断して、行政措置によって、学者を弾圧・追放したりすることは、百害あって一利なき学問の自由の抑圧に外ならない。政府、行政機関、或は立法機関により、学問、真理が圧迫を加えられても、窮極において勝利を勝ち得るものは、真理であることは幾多の歴史上の経験が明示するところである。自由に或ることを研究し、

その結果を自由に発表することなしには、学問・文化は進歩・向上しないのは自明の理である。真理とは何か、の命題は、学問自身が判断し、明らかにすべきものにして、それ以外のものの権力により、判定・解答さるべきものではない。学問そのものは、ものの道理を明らかにすることに外ならないものであるから、学問それ自体は、社会生活の在り方を決定する実践行動ではない。故に、或る学問の研究の発表が、純粹に真理の探求という限界内にあつて、それが煽動的になり、公共の安全を破壊するが如き刺激を積極的に与えない限りにおいては、公共の福祉に名を藉り、国家権力により、これを抑圧・制限すべきものではない。蓋し、学問が自由になされることそのこと自体が、公共の福祉である、と解されるから、公共の福祉ということを根拠としても、濫りに学問の研究そのものを制限・束縛すべきものではない。

唯、然し、学問も社会的存在であるから、社会生活と無関係ではあり得ない。従つて、如何なる課題を研究することも、固より自由ではあるが、さりとて、研究に関する如何なる社会的行動も自由には許容されない。即ち、或る学問を研究し、または研究を発表するための行為なるものが、社会生活を営む他人との間において社会秩序を害する結果を生じ或は、かかる結果を惹起する危険が、存する場合にあつては、一般社会秩序維持のための法律により、その自由は拘束を受ける。それはすべての自由権の保障が、公共の福祉に違背しないことに条件づけられることの当然の結果に外ならない。日本国憲法第23条が保障する学問の自由は、広義においては、上述の通りであるが、これを歴史的・沿革的には、主として高等な学術研究機関、特に、大学の自由、即ち、大学における研究の自由とその成果の教授の自由を意味するものである。蓋し、歴史的由来に基因して、学問の自由なるものが、大学において最も尊重されなければならない、ということが認容されるからである。

学問の自由を保障することは、公権力により、学問の自由を侵害することを禁ずる意味である。過去において、大学の自治、それは学問の自由と密接不可分にして相関的であり、その一環をなすものであるが、これをふみにじり、大学教授を、その学説の自由主義的であるの故を以つて、時の政府——文部大臣——が、一方的に休職処分にふしたり、或は、学説が、国体に反するとの理由により、それを内容とする著書の発売・頒布の禁止を命じたり、更には、真理の何たるかを解せず、その探求を使命としないにもかかわらず、自ら或る意味での「学説の公定」を断行したのである。かくの如きは、いずれも、思想・学問の自由の侵害に外ならなかつたことは、敢て言うを俟たないところである。

所謂、大学の自治とはここにいう学問の自由の根拠する。大学の自治については、ヨーロッパの諸大学は、つとに外部勢力の干渉の排除に努め、その後いくたの紆余曲折を経て漸く獲得するに至つたものである。わが国においてもまた然り、といえる。そもそも、大学の自

治と学問の自由とは、観念的には別異のものである。然し、両者は不可分にして、相関的であり、前者は後者の一環をなすものである。蓋し、かりそめにも真理を探究することを目的とする大学が、外部勢力・国家権力の制肘を受けるに至れば、学者の本来の学究活動が、外部勢力の恣意的価値判断により制限ないしは歪曲されることとなるからである。まことに、大学の自治は人類共通の財産ともいべき学問の向上・発展のための必要不可欠の要素に外ならない（拙著・増訂日本国憲法逐条要義上巻 255 頁以下）。

## 2

さて、日月倉皇、今を去る約半世紀の昔、昭和28年5月3日の憲法発布記念日に滝川幸辰先生を、南国土佐——板垣を育くみ、幸徳秋水を送った、海南自由の祖国——へお迎えして、「学問の自由と大学の自治」と題する記念講演を拝聴した。

勿論、その内容は、京大事件——滝川事件——の回顧と、思想、真理探求の自由の展開に及んだ。憲法学を専攻する私にとっては、先生のお言葉は言々句々、至理。正に我が意を得て快哉を禁じ難く、実に痛快極まりない熱弁であった。

滝川事件の起こったのは、それよりも二昔、昭和8年の春、尚、酣の頃であった。先生は当時、猛然と抬頭した軍国主義と全体主義の嵐の吹き荒ぶ中で、不当にも辞職を強要せられ、敢然と闘ったが刀折れ、矢尽き、遂に5月26日、時の鳩山文相により休職を命ぜられ（文官分限令第11条）、7月11日、依願退職の余儀なきに至った。京大においては、教授の進退については、京大総長が、京大法学部教授会の同意を得て、文相に具状するの手續を要することが、制度運用上の規律として既に確立されていた（京都帝国大学官制第二条）。この点が文部当局によりじゅうりんされた。当時の京都帝国大学法学部の佐々木惣一先生、末川博先生等恩師、同僚の諸先生は、滝川先生を擁して、一蓮託生、袂をつらね、京大を去られたのであった。京大の伝統とする学問の自由と、大学の自治を守るための大きなレジスタンスに外ならなかったのである。今日のように、憲法上思想・良心・学問の自由が保障されていなかった当時において、唯、大学の伝統と自治制度自体のなかに、学問の自由・大学の自治を貫徹されようとした先覚者的努力と、純理と節操の尊さは永く知能と良識を誇る人々によって称賛されるであろう。

今日の日本国憲法の下では、既述の如く、第23条において学問の自由の保障が、高らかにうたわれ、これに基づいて学問の自由が、尊重されるべき旨が教育基本法においても、その第2条に条定されるに至った。また、大学の自治については、古くは沢柳事件（1913～14年）、森戸事件（1920年）、河上事件（1928年）、滝川事件（1933年）等により京都大学において、既に確立されていた研究の自由のための大学の自治の慣例は、その一部が制度上認容さ

れた（教育公務員特例法4条1項，2項，5条1項，6条1項，附則25条）。

かくの如く，学問の自由及び大学の自治なるものが，制度上保障されるに至った所以のものは，固より憲法学の泰斗佐々木博士を初め多くの先人の献身的努力精進の賜に外ならないことは，言うを俟たないところである。

滝川先生を政府が休職処分に付した原因は奈辺にあったかは，先生自身も言われるが如く，よくは分らないが，凡そ次の諸点にあった様である。

- 1「犯罪は犯人の生活状態を改善しなければ少なくなる。刑罰によって犯罪をなくすることは不可能である。犯罪のない社会を築き上げることが前提となる。」これはマルクス主義理論の刑法への展開である，と判断された。
- 2「姦通罪について妻の姦通だけを犯罪にし，夫の姦通を不問に付するのはよろしくない。刑法における男女の不平等は支配者たる男性の被支配者たる女性に対する階級支配の表現である。」これはマルクス主義的婚姻観である，とみられた。
- 3「内乱罪はよりよい社会の建設を目標として企てられる。その動機は普通の犯罪のような破廉恥的のものではなく，より高尚である。国家は革命家を敵として取扱うのはよいが，道徳的に下等な人間として処置してはならない。」これはマルクス主義的社会改革論である，と受け取られた。

「これが文部当局の私を大学から追放した理由であつたらしい」と述べられている（昭和24年11月15日発行滝川幸辰著刑法読本193～194頁あとがき，より。因に，この著書は戦前発行された刑法読本そのままのものである。）今日では，客観主義の滝川刑法理論にせよ，天皇機関説にせよ，学理上当然である，とされているものを，不可侵たるべき思想・学問の自由を，ふみにじった当時の為政者は，文字通り，不明の誹りを千載に刻するであろう。昭和8年4月11日，発売頒布禁止，警視庁と押印された先生の「刑法読本」と昭和10年4月9日発売頒布禁止，警視庁と押印された美濃部先生の「日本憲法の基本主義」との不朽の名著は，奇しくも，私の手に入り，今尚，書齋の片角で，その存在を強叫しているかの如くである。これを私は憲法上の思想・良心・学問・言論・出版の不可侵を講ずる際，これらの保障が生誕するに至った歴史的事実を立証する生きた素材として，常に例示の貴重な資料に挙用している次第である。

「自分は欠点はあるが弱点はもたぬ」，「信念に向って積極的であれ」，と言われ，決して夢や理想を軽々にかかげることの出来なかつた滝川先生が，常に愛誦された句に「汝の道を歩め，人々をして語るに任せよ」がある。この句を私に座右の銘として色紙に揮毫して下さった。この言葉は私の生活に生き，私の実践に顕現されようとしている所であるが，先生の至言に関連して私の脳裡を去来するものに「爾は爾たり，我は我たり」がある。そもそも，私は此の語句を極めて常識的平面的に思考し，排他的孤高の徒の独善と解していたのであるが，時を得て「孟子」を精読し，その深遠なる真意の一端に触れ，翻然として悟るものあり，先生の至言亦ここに出づるかと思息した事であった。

「爾は爾たり、我は我たり」は魯の大夫、柳下恵の言葉であるが、柳下恵とは、そもそも如何なる人物であろうか。曰く「奸君を羞ぢず、小官を卑しとせず、進みて賢を隠さず、必ず、その道を以てす。遺佚せられて怨みず、阨窮して憫へず」と、誠に弾力性に富むと言ふべきであろうか。然し「伯夷は隘、柳下恵は不恭なり」とも評されてその簡慢に失するを指摘されているが、柳下恵は人も知る四聖の一人で、聖の精なる伯夷、聖の仕なる伊尹、聖の時なる孔子と並び、聖の和なる者と称されている。下位に居り賢を以て不肖に事えなかつた伯夷も、五たび湯につき五たび桀に就く伊尹も、三子、道は違つても心のおもむく所は一つであつたであろう。弾力性に富むと言つても、彼は三公を以てしてもその介を易えずと言われる程賢い節操の持主であつたと考えられる。その故にこそ、孟子をして「聖人は百世の師なり、伯夷、柳下恵是れなり」と賞嘆せしめたのである。「伯夷の風を聞く者は頑夫も廉に、懦夫も志を立つるあり。柳下恵の風を聞く者は薄夫も敦く、鄙夫も寛なり。百世の上に奮いて、百世の下、聞く者興起せざるは莫きなり。聖人に非ずして能く是の如くならんや。而るを況んや之に親炙する者に於てをや」との孟子の証言は何の疑義をはさむ余地があるであろうか。唯々吾人の親炙するには期余りにも遠きをうらむのみである。爾は爾たり、我は我たり（お前はお前であり、私は私である）、わが側に袒裼裸程すと雖も（私の側で肌を脱ごうと裸になろうと）爾焉んぞ能く我を浼さんや（それはお前が無礼であると言ふだけで、どうして私を汚すことができようぞ）、と彼は断言している。自主性の確立どころではないのである。従つて、彼は俗人と常に交りを結んでも自分だけはその正しさを失わなかつた。彼が官を辞し去ろうとした時でも引き止める者があれば、何時でもその職に止まつた。それは奸君に事える事を恥とせず、小官につくことを卑しとしなかつたからであつて、去るだけを潔しとしなかつたからである、去るだけを潔しとし、理想の夢と現実の混濁との間にさまよう魂の悲哀をうたいつつ、汨羅に身を投じた屈原とは比すべきもなからう。

「人々の語るに任せて」浼されず、「汝の道を歩んで」爾と我の人間關係に不即不離の妙味を保つこと、言うべくして至難ではあろうが、博士の至言、聖賢の一句、相似て非なるもの、私の脳裡を去来して止まない。

### 3

先生は、昭和8年母校京大を去られ、下つて、在野法曹となられ、刑事弁護と学究とに専念され、その後、再び京大に返り咲き、学位の栄冠を勝ち得られ、法学部長として、また、大学総長として、権力に屈することなく、毅然たる態度を堅持しつつ、民主的教育行政上、縦横無尽にその敏腕を発揮せられた。その間、勿論、先生は愛句「汝の道」を歩まれ、西哲の示したとおり、「人々をして語るに任せ」て、72歳の生涯をして、文字通り、悔なからし

めたのであった。因に、拙著、増訂日本国憲法逐条要義の巻頭が、恩師末川博先生の題字に併せ、この御言葉により、飾られたことは、真理を探究する学究にとって感銘するところである。

嘗て、高知へ先生をお迎えした時のことが、昨日のように懐しく偲ばれる。お迎へに際しては、大杉迄、帰路は、高松迄、その間、断片的ではあったが、四方山のお話を承った。滝川事件の核心に関するお話、御母堂の葬儀式に際し、無宗教主義を实践したお話、在野弁護士時代の思出、女医のカルカン饅頭事件（殺意なく、因果関係なし、として無罪論を展開した有名な事件）、京大法学部長の時代の女子の入学受験者全員入学許可のお話（法学部の正規の定員は定員として採り、それ以外に女子の応募者全員を入学許可した。これは、定員を傷けていない点、男女同権、法の下における平等の観点から、男子に比して女子が、どれだけのびるかのテストケースであったとか）、死刑存廃論、外国における死刑執行方法（かつては、車裂きの刑、ミンチ刑（人肉をミンチにする刑）、美人刑があったと伝えられているとか）、その他、外遊時の珍談、奇習等々、何れも興味深く拝聴した。

就中、鳩山総理との会見に関するお話は、未だ記憶に新しい。滝川事件当時の鳩山文相が、敗戦後の首相に指名されたものの、自由主義、民主主義の先生を京大より追放した責を負われ、連合軍より追放者に指名されたため、鳩山内閣の実現をみなかったのである。星移り、月変り、その鳩山さんが、日本が、主権を回復し、追放は解除され、祖国再建、民主制確立の大任を果すべく、宰相の印綬を帯びるや、滝川先生に会見を申し込まれたのであった（この時には先生は、戦時中自由主義者である等の事由によって大学を罷免された教員を元職に復帰せしめよ、とのマ元帥の命により既に京大に復帰され、京大の往く道に向って勇往邁進中でした）。

「……それで、先生は、何とお返事されましたか」。「……私は決して会わないとは言わなかった」。「……それではお会いになりましたか」。「……いや、何月、何日、何処で、何んの用件で会い度い、と限定してくれば会わない、と言ってやったよ……。」結極、2人の会見は会わずに終止符がうたれたようでした。（仄聞するに、「おれは、鳩山内閣の文相になる程おちぶれてはいないよ」と、文相就任の懇請を拒否されたとか）。

先生の御性格は、遺著「激流」の中にも実に面目躍如たるものが、うかがわれる。これは、京大事件に関する重要な記録であり、不動の信念に従って、わが道を往かれた先生にして初めて可能な筆致であり、今更、驚嘆感服の外はないのである。

この偉大な鴻儒・刑法学者滝川博士は、昭和37年11月16日、長年通い慣れた京都大学名誉教授研究室を訪れ、しばし、感慨にふけられ、更に、本屋を漁り、不例を覚えるや、急遽、自宅に帰り、間もなく安らかな永遠の眠りに就かれたのである。流石、信念に生きた碩儒に



相応しい最後の御日程であった。嗚呼！ 滝川博士今やなし。今日、幽明境を異にして、御垂教に浴する術なし。ありし日、四国路の高松駅頭でお別れした時のことを憶えば、温容眼前に髣髴たるものがあり、「学殖に励め」との激励の御言葉は、今尚、私の耳朶に新たなものがある。今後、更に真理の探求、学問の精進により、先生の学恩にお応えせんと誓う次第である。

今はただ天にいましてとこしへに

安けくませとこひのみまつる

### 註

昭和8年5月26日、時の政府は京都大学総長の具状のないにもかかわらず、文官文限令により滝川教授の休職を発令した。京都大学法学部教授一同は、この措置は大学自治を侵害し、学問の自由を蹂躪するものに外ならないとし、かかる大学においては、到底職責を全うすることが不可能である、旨の声明書を発して一蓮託生辞表を提出するに至った。その声明文は次の如くである。

「吾人は、既に、文政当局及び社会に向て、総長を通じて、又新聞紙に於て、其の都度吾人の所見を述べたるが故に、今之を繰返すことを為さず。唯吾人の主張の根本精神に至ては、世間猶未だ之を理解せざるの人なきを保せざるが故に、茲に総括的に之を明にせんとする事は実に大学の使命及び大学教授の職責に關す。之を以て滝川氏個人の擁護なりとする人の如きは、吾人初めより共に本問題を談ずるの意無きなり。

大学の使命は固より真理の探求に在り、真理の探求は一に教授の自由の研究に待つ。大学教授の研究の自由が思索の自由及び教授の自由を包含すること、論なし。教授が熱心に思索し、思索の結果たる学説を忠実に教授することを得るに於て、始めて研究の自由あり。思索の自由を認めて教授の自由を認めず、猶且研究の自由を認むと云ふが如きは、大学教授の研究の自由と云ふの本義を知らざるのみ。今回滝川教授の問題について、研究の自由を許すも教授の自由を許さずと云ふが如き言を為すものあるは、其の何の意たるを解する能はざるなり。或は曰ふ、滝川教授の公表したる著作曩に発売禁止の処分に遇へり。発売禁止の処分を行つて以て社会に伝ふることを許さざるが如き学説は、大学に於ても亦之を講ずるを許さずと。然れども、発売禁止は単に所説が一般の社会に及ぼす影響に着眼して決する警察処分に過ぎず。之に依て其の所説を学説として大学に講ずるの当否を判断するの材料を得べきに非ず。然らざれば、政府は、先づ内務大臣をして発売禁止を為さしめ、次で文部大臣に依て容易に教授の地位を動かすの手段を講ずることを得ん。或は曰ふ、大学の学生は青年にして経験に乏し。之に向て社会に悪影響を及ぼすが如き学説を講ずるは危険なりと。然れども、大

学に於ける教授は、学生をして社会の事物に対して学問上より批判するの能力を養はしむることを眼目とす。学生が批判力を養ふには、大学に於て諸種の学説を聴くの機会を有することを要す。特に或学説を講ずることを禁ずと云ふが如きは、大学の使命を知らざるなり。

大学に於ける教授の自由にも亦限界あり。之に依て国家思想を破壊せざることを要し、又人格の陶冶を妨礙せざることを要す。是れ大学令の示す所なり。且教授の自由の限界は一に茲に存す。単に漫然危険なりと云ふが如きは、決して教授の自由の限界を樹て得るものに非ず。今滝川教授の学説に就て見るに、国家思想を破壊するが如きこと毫も存せず。之を明にするが為には、氏の学説の大綱を知り得べき彼の「刑法読本」の内容を詳述する必要あり。而も同書は発売禁止せられたるものなる故に、吾人は今茲に之を引用することを憚らざるを得ざる立場に置かれたり。吾人頗る之を遺憾とす。人格の事は、固より独り大学に限らず、一般の学校に於ても亦之に留意すべし。唯特に大学に於て人格の陶冶に資する方法は、学生をして、真理の探究に熱心にして、且其の探求し得たる信念に忠実なるの性格を養はしむるに在り。是れ学問研究の府たる大学に於て特に人格の陶冶に資するの道とす。此の道は、教授が研究に熱中し、且苟も国家思想を破壊せざる限り、忠実に其の学説を学生に講ずるの風あるに於て、始めて能く之を達し得べし、然らば、滝川教授が、其の学説を忠実に学生に講じたるは、寧ろ大に大学令に所謂人格の陶冶に資する所以に非ずや。政府が大学令の条項を引用して滝川教授の地位も奪ふの理由となしたるは、全く特に大学に於て留意すべき人格陶冶の道を知らざるものとす。此の如くして、政府の滝川教授休職に関する措置は、全く大学教授の職責を無視し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす、是れ吾人をして辞職の已むなきに至らしめたる理由の一なり。

大学に於ける研究の自由の意義及び其の必要なること前述の如し。須く之を確保せざるべからず、之を確保するは、大学制度の運用に当て、研究の自由を脅すの結果を生ずることを防ぐを肝要とす。之が方法中、最も根本的のものは、政府が任意に教授の地位を左右するの余地なからしむることに存す。之に依て、始めて、政府をして其の時々の便宜に従て教授の地位を動かし、以て研究の自由を脅すことなからしむるを得べし、之が為には、教授の進退は総長の具状を待て之を行ひ、且総長が教授の進退に付具状せんとするとき、必ず予め教授会の同意を得るを要すとすることを必要とす。是れ所謂大学の自治と称するものの一端なり。教授の進退に付総長の具状を要することは現に総ての帝国大学の官制の規定する所にして、即ち儼然たる一の法制とす。而して総長が教授の進退を具状せんとするとき、先づ教授会の同意を得るを要することは、我が京都帝国大学に於ては、彼の大正2年乃至3年の所謂沢柳事件に際して、公に之を主張し、時の文部大臣奥田義人氏亦公に之を認め、爾来実行して今日に至れるものなり。故に教授の進退に付て教授会の同意を得るを要することは、実に、我

が京都帝国大学に在ては、夙に確立せる制度運用上の規律とす。吾人は今回の事件に付て新に之を主張するには非ざるなり。然るに、今回の滝川教授の休職は、総長の具状なく、且毫も教授会の同意を得るの手續存することなくして、行はれたり。此の如きは、実に我が京都帝国大学に在て、研究の自由を確保する方法として、夙に公に認められ、且久しく遵守し来れる規律を破壊し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす。是れ吾人をして辞職するの己むなきに至らしめたる理由の二なり。

吾人不敏なりと雖職責の重ずべく、又進退の大学の内外に影響する所大にして、妄にすべからざることを知れり、然れども、今や吾人が職責を尽し得るの根本要件たる研究の自由既に認められず、国家が吾人に命ずる所の職責を誠実に尽すこと能はざるに至る。吾人の辞表を決するに至れるは、実に万已むことを得ざるに出づるなり。

昭和8年5月26日

京都帝国大学法学部教授一同

(七人共編「京大事件」387頁以下附録A)

## スペインを一人旅して

渡 辺 栄太郎

### 1. マドリッド

昨、昭和63年の7月に、私の主要研究の対象になっているイギリスの詩人・文芸批評家、社会哲学者でもあるマシュー・アーノルドの没後100年記念会議がリバプール大学で行われ、その参加後に単独で、スペインとフランスを周遊してみた。この稿では、法学研究所長吉岡先生からお声が掛かったのを機に、少しくスペインでの印象を語ってみることにしました。私にはずっと若い頃から、自分たちに最も遠くて、異国的と思われるリオ・デ・ジャネイロやブエノス・アイレスを見てみたいという想いがあった。その意味で、先回の渡欧には、中南米文化の源となったスペインをこの際訪問しておきたいというのが、この旅行の第一の動機であったと考える。

イギリスでも数十年ぶりと言われた昨年夏の寒い悪天候を脱出して、ロンドン・ヒースローから、ブリテッシュ・エアで抜けるような青空と乾燥した暑さのマドリッド（現地語ではマドリツと発音する）に着いたのは、8月5日金曜日の午後であった。バラハス空港の構内でトラベラー・チェックの一部をスペイン・ペセタに換え、マドリッド中心部までタクシー